

令和５年度業務実績等報告書の主なポイント

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 全国的な改良の推進

- 種畜・種きんの改良として、乳用牛について、暑熱耐性の遺伝的能力評価に加え、新たに分娩形質（難産・死産）のゲノム育種価を算定し6年2月に公表した。分娩形質については、インターブルの国際評価のテストランに合格し、4月公表の国際評価のための分娩形質の評価値データを3月に送付した。また、センター自らが有する多様な育種素材に加え、国内外から導入した育種素材を用い生産した雄子牛から泌乳持続性や体型に特長を持ち、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を上回る遺伝的能力を有する候補種雄牛を30頭作出した。
- 肉用牛について、黒毛和種については、脂肪酸組成に係るゲノミック評価の実施に向けて、評価精度を高められるように、評価手法を検討するとともに、センター候補種雄牛の育種価算定も試行した。また、4系統群・5希少系統に配慮して交配・選定を行い、増体性や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を39頭作出した。このうち増体性に特長を持つ16頭は、直接検定時の生体の1日当たり増体量の平均値が1.35kgと令和5年度の目標値（1.24kg）を上回る成果が得られた。褐毛和種については、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を4頭作出した。
- 豚について、デュロック種では特に増体性、ランドレース種及び大ヨークシャー種では特に繁殖性を重視した改良に取り組み、デュロック種については、一次選抜の暫定値ではあるが1日当たり増体量が1,110gと達成目標（1,070g）を上回る成果が得られた。なお、ランドレース種及び大ヨークシャー種については、令和7年度の達成目標に向け、引き続き育種価を用いた選抜を推進する。
- 国産鶏種について、卵用鶏・肉用鶏ともに産卵率の改良に、肉用鶏については4週齢時の体重の改良に取り組み、データを収集して推定育種価を算出し選抜・交配を行った結果、産卵率については5系統で、4週齢時の体重では1系統で達成目標値を上回る成果が得られた。

- 重種馬について、人工授精を活用した効率的な繁殖を行うため、種雄馬 7 頭から人工授精用精液の採取を行うとともに、繁殖雌馬 85 頭に対して人工授精を実施し、63 頭の受胎を確認した。また、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を 6 頭作出した。
- めん羊・山羊等について、現有のサフォーク種と日本ザーネン種を維持するとともに、肉用牛の日本短角種、鶏の軍鶏、豚の中ヨークシャー種、梅山豚を維持した。
- 遺伝的能力評価の実施として、各畜種の全国的な遺伝的能力評価結果を年 4 回以上公表または提供したほか、乳用牛のホルスタイン種及び肉用牛の黒毛和種については、ゲノミック評価値の提供を行い、豚では国産純粋種豚改良協議会会員に評価結果及びランキングを提供した。さらに、乳用牛については、ゲノミック評価の信頼度向上、速報値の提供、在群能力評価対象の拡大を行い、評価精度の大幅な向上と情報提供の迅速化を図った。特にゲノミック評価に雌牛のデータを加えたことでヤングサイアの信頼度が向上し、ヤングサイアの活用を拡大することで改良速度が上がることに加え、より信頼度の高い種雄牛の早期利用が可能となる。
- 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供として、乳用牛について、ゲノミック評価、ヤングサイアの活用などによる改良の推進を図るため、HP や業界誌の他、各種会議や講習会での講演や動画による情報提供を積極的に行った。
- また、肉用牛の脂肪交雑などの主要な枝肉形質についての地域別の集計結果を公表したほか、豚について、繁殖雌豚の群飼と単飼における傷病の発生状況や繁殖形質に係る季節の影響についての分析を行い公表した。
- 多様な遺伝資源の確保・活用として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の収集・継続保存・特性調査、飼料作物の栄養体保存、種子の再増殖等を計画どおり実施した。また、鶏始原生殖細胞（PGCs）の保存技術について新たに 1 名の技術習得を行い、普及等の活動に従事できる職員を、目標（2 名）を上回る 3 名確保するとともに、6 鶏種で技術を活用した保存の試行を行った。中期計画の 6 年度以降の目標である P G C s の凍結保存及び P G C s

に関する情報提供については、5年度に前倒しで実施した。

- また、センター内においても、各畜種において、リスク分散のため複数牧場で計画どおりに分散管理を行うとともに、受精卵の生産と管理換した受精卵からの子畜の生産等を実施したほか、豚のユメサクラエースに対する需要に応えるため、受精卵移植技術を利用し種雄豚を作出した。
- 高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のため、OPUの講習を2回実施し、これらの技術を有する獣医師職員を11名確保するとともに、受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を62名確保した。

2 飼養管理の改善等への取組

- スマート畜産の実践においては、個体別自動哺乳ロボットの活用事例や分娩監視システム活用により得られた黒毛和種や褐毛和種の結果、また、分娩牛や哺乳子牛などの監視に市販防犯カメラを用いた取組事例など、実用的な情報提供について計画を上回る5回実施した。
また、繁殖雌豚について、令和4年度に明らかにした繁殖雌豚のシステムを養豚経営に結びつけるための技術的課題を改善するため、大学や県と協力し、分娩予知の指標行動として2種類の行動が有効であることを明らかにした。成果は学会で報告し、全体的には年度計画どおり実施した。
- SDGsに配慮した畜産物生産の普及について、既に畜産GAPを取得している6牧場のうち、令和6年8月に更新審査を予定している奥羽牧場を除く5牧場において、維持・更新審査を受審し認証を確保した。このほか、岩手牧場で農場HACCPの維持審査を受審し認証を確保した。また、畜産GAPの取得推進に向けて1牧場当たり平均4.3回の研修会等に参加し、人材養成を積極的に行った。
- SDGsに配慮した家畜改良の推進について、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するため、牛及び豚について、新たに収集したデータを追加し、遺伝的パラメータの推定を行った。
- 出荷月齢26か月とする短期肥育の実証を行うため、枝肉重量関

連遺伝子型を判定した肥育牛 27 頭の内 9 頭と畜を行い、理化学特性や官能特性調査用の牛肉サンプル採取を行った。繁殖牛の肥育技術開発において、再肥育期間を 4、6 及び 8 か月間の区を設けて行い、体重や枝肉データを取りまとめ、6 か月より長くても体重の増加が期待できないこと、放牧等による牛脂肪色の黄色味は再肥育期間を長くしても改善が見られなかったこと等について情報提供を行った。また、放射性セシウム低吸収草種であるトールフェスクの簡易栽培法の実証のため、試験ほ場の収量調査等を行った。

- 持続可能な畜産経営実現への支援のため、畜産 G A P 認証を取得している牧場での講習会や S D G s の推進のため飼養管理や繁殖管理技術及び馬等の家畜人工授精師免許取得に係る講習会など 14 回行い、理解度 80%以上、修了試験の合格率 100%であった。また、飼養管理技術等に関する動画コンテンツを YouTube に掲載するなど、計画を上回る成果を得た。
- 家畜衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、専門誌への掲載、講師派遣、ホームページによる情報発信に積極的に取り組み、情報提供を 30 件実施した。このうち、十勝牧場においては、野生動物対策の取組について、トレイルカメラを用いた野生動物侵入状況の把握とその対策を道内関係者が参加した発表会やセミナーで紹介し、岩手牧場においては、農場 H A C C P システムの紹介と乳房炎対策について県獣医師会の講習会で講演等を行った。

3 飼料作物種苗の増殖・検査

- 国際種子検査協会（I S T A）の今年度の技能試験において、4 項目の個別評価全て「優良技能」である A 評価を得るとともに、3 年毎に課される I S T A 監査では「本質的な不適合として是正すべき点」は「無」と、過去にない極めて高い評価により認定ステータスを維持した。また、国際規程に基づく高度な種子の検査技術の普及を図るため、民間企業の種苗検査担当者を対象とした検査手法の技術指導を行い、国内民間業務における飼料作物の種苗種子及び自給飼料の増産に貢献した。
- 国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保について、あらかじめ関係団体等から情報収集を行い、需要に即した計画的な生産を行うとともに実証展示に供する量の適正化を図ることにより、適正な在庫を維持した。

- 委託に応じた適切な種苗の増殖について、民間の種苗業者が要望する数量及び品質を確保するための必要な面積を確保し、適切な管理により単収増を図ることで、生産見込み数量を41%上回る種子を委託もとに供給した。
- 飼料作物の優良品種の普及支援について、計画を大きく上回る11回の講習会を実施し、各講習会とともに高い理解度と満足度の評価を得るとともに、39か所の実証展示ほの設置、ホームページによる46回の情報提供を実施した。また、令和5年度に関しては災害等による緊急の粗飼料支援要請はなかったが、夏季の異常高温下にあっても必要量の確保に努め、年間を通じて支援要請に十分対応可能な粗飼料を確保した。

4 調査・研究及び講習・指導

- 有用形質関連遺伝子等の解析においては、ゲノム情報を活用した家畜改良のため、保有する育種集団の解析を行ったところ、乳用牛の疾病抵抗性・繁殖性、肉用牛の食味成分（アンセリン）・飼料利用性、豚の産肉能力（デュロック種）・繁殖能力（ランドレース種）及び鶏（ロードアイランドレッド種）の雌雄鑑別のための羽性等について、関連する新たな遺伝的多型の検出、他形質への影響の検証など、計画を上回る成果を得た。

また、牛の受精卵評価手法では、体外受精卵から採取した細胞を发育させた胚盤胞に加えて細胞1個においても枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、推定歩留、脂肪交雑）のゲノム育種価を示せる可能性や、細胞1個と残りの細胞から发育させた胚盤胞を移植して生産した子牛の双方の枝肉6形質のゲノム育種価の相関を初めて明らかにした。さらに、若齢牛の経腔採卵手法においては、令和4年度に改良した卵胞发育処理法による卵子採取法により、採取卵子の品質が向上する可能性を確認した。成果の一部は複数の学会・研究会への発表や関連会議にて講演するとともに、そのほかの成果においても専門雑誌の特集号における解説記事が掲載され、学会・研究会へ発表するなど、計画を大きく上回る顕著な成果を得た。

- 牛肉においては、筋肉内粗脂肪含量を揃えたロース（胸最長筋）においてコザシ区とアラザシ区の肉質を比較したところ、「やわらかさ」及び「多汁性」においてコザシ区が高い可能性が示唆された。豚肉においては、一価不飽和脂肪酸（MUFA）と多価不飽和

脂肪酸（PUFA）を一つに集約した M/P 比を指標として検討した結果、M/P 比が高い豚肉は「甘い香り」（正の効果）が強まる一方、「酸化臭」（負の効果）、「オフフレーバー」（負の効果）が弱まり、「香りの総合評価」（正の効果）が高まることが示された。黒毛和牛肉は、いわゆる豪州産 WAGYU と比べて、ウチモモ（半膜様筋）において、せん断力価（硬さの指標）と加熱損失が有意に低いことを示すなど、計画を上回る成果が得られた。

- 豚の受精卵移植の改善においては、左右の下臍からの反復採卵を実施しても影響が認められないことを示した。また、胚日齢 5 日目において子宮灌流範囲を限定しても高い受精卵の回収率を得られることを見出した。さらに、採卵補助器具の改良を行い、衛生的な子宮灌流を可能とするとともに新たな改善点を明らかにした。成果は学会発表するとともに、そのほかの成果が学術誌・専門雑誌に論文・記事が掲載されるなど、計画を上回る成果を得た。

- 知財マネジメントの強化については、「知的財産に関する基本方針」の中で定めた「知的財産のマネジメントに係る基本方針」に基づき、単独特許について独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する「開放特許情報データベース」に掲載するなど情報提供を行った。

- 農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき、中央畜産技術研修会を 21 講座開催し、聴講を除いた 600 名を受け入れた。アンケート調査による理解度は、受講者（聴講及び未回収を除く）600 名のうち 577 名が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答、581 名が「とても満足」又は「まあまあ満足」と回答した（達成目標 80%に対して 96.2%の理解度、96.8%の満足度）。

都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修については、インターネット等を通じて関係者への周知を図り、本所及び 6 牧支場において、23 機関等から依頼のあった 39 名を対象に実施し、研修後のアンケート調査による理解度は、研修生 39 名のうち 38 名（97%）が「よく理解」又は「ほぼ理解」と回答し、理解度 80%を大きく上回った。

団体等が開催する研修については、本所及び 3 牧場において研修施設の提供等を行い、畜産関係団体や大学等の 17 機関から 629 名を受け入れた。

また、(独)国際協力機構(JICA)からの依頼に基づき、開発途上国の畜産行政・畜産振興に携わる人材を対象とする海外技術協力研修も実施しており、5年度からは3年間の課題別研修「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取り組み」を開始した。初年度の5年度は、9か国(ブルンジ、フィジー、ジャマイカ、モザンビーク、ナイジェリア、フィリピン、サモア、ソマリア、ベトナム)から9名の研修員を対象として、4年振りに約70日間の長期訪日研修を実現した。遠隔型研修では不足していた対面型による質疑応答や討論の充実、センター岩手牧場等での実習及び民間の事例視察における技術の実地体験や日本の畜産関係者との交流など、長期訪日型研修の利点と魅力を最大限に活用し、研修員の理解がより深まった。

本研修の効果を高めるため、研修開始前に自国の畜産政策上の優先課題等についてのレポートの作成を求め、研修関係者と共有するため、発表会及び検討会を行った。

さらに、きめ細かな個別指導を行う等により、最終成果物として自国の課題解決につながる実践的なアクションプランを完成させ、研修関係者と共有するため、30名を超す出席者のもと発表会を行った。

その結果、研修後のアンケート調査による講義の満足度及び理解度は各100%となるなど、高い評価が得られた。

5 家畜改良増殖法等に基づく検査

- 家畜改良増殖法に基づく事務として、5,890頭の種畜について、種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。目標(100名)を上回る163名の種畜検査員を確保するとともに、引き続き、種畜検査員を確保するための研修会や種畜検査を的確に実施するための種畜検査員に対する講習会を開催した。また、デジタル技術を活用した種畜検査に向けて見本動画の作成等と併せて、種畜検査制度の運用の見直しを行い、都道府県及び種畜検査員に対する説明会を行った。そのほか、家畜人工授精所への立入検査に対応するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を、目標(20名)を上回る42名確保するとともに、検査員確保のための講習を実施した。農林水産大臣の指示に対応するため、職員に対する講習を行い、38件の立入検査を実施した。

- 種苗法に基づく飼料作物の指定種苗検査については、1,173 点（令和 5 年度）について実施し、検査の結果を農林水産大臣へ適切に報告した。また、立入検査等を着実に実施するため、講習会の開催等を通じて、検査等に必要な能力等を有する職員を 14 名確保した。遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づく立入検査の指示は無かったが、講習会を実施し立入検査等の能力を有する職員を 15 名確保した。

6 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

- 牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成等に関する事務を的確に実施した。地方農政局等が指導し解消する届出に関するエラーのうち、と畜に関するエラーについては、牛肉の流通の緊急性を鑑み、牛の管理者及びと畜者等にセンター自ら事実確認を行い、エラー解消を積極的に実施した。

次年度に使用される耳標について、農林水産省からの依頼に基づき、耳標の規格が基準に適合しているかどうかの審査を実施した。牛の管理者等からの急を要する耳標の送付要望等に対しては、都道府県内の耳標の管理者変更を実施するとともに、離農管理者等の耳標を有効利用できるよう取り組んだ。また、都道府県内における耳標の管理者変更業務の省力化を図るため、地域単位で耳標の管理者変更の手続きを自動的に行える仕組みを構築し、北海道の一部地域での試行を経て、令和 5 年 12 月から北海道全域（14 地域拠点及び 31 所属団体）に拡大して取り組んだ。牛の個体識別番号検索サービスのホームページの広告欄を活用して、牛の管理者等に届出内容の確認について自主的に啓発を促すとともに、農林水産省の畜産振興に関する施策の周知に協力した。以上のことから、計画を上回る成果を得た。

- 国内における家畜伝染性疾患の発生時等において、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、常時検索要員を確保するとともに、机上演習等を年 2 回実施し、緊急検索態勢を適切に維持した。また、BSE 防疫指針の変更を踏まえ、緊急検索システムにより提供するデータの変更点等の整理、及びマニュアルの見直しを行った。さらに、農林水産省からの依頼を受け、東京電力福島第一原子力発電所周辺市町村の繋養牛リスト及び異動情報等を報告するなど、計画を上回る成果が得られた。

- 牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、同意農家 8,815 件分の情報を全国版畜産クラウドに継続的に提供するとともに、令和 5 年度からは、畜産クラウドの新規の利用希望団体と利用開始に向けた打合せを行うなど、積極的に利用を推進した。また、畜産クラウドにおける牛個体識別情報活用の基盤である牛個体識別電算システムの機能強化に向けた調査及び再開発計画の策定に取り組むとともに、畜産関係団体へのアンケート調査を行い、6 年度から開始するシステム再開発における検討事項として回答を取りまとめた。

全国畜産団体向けのオンラインによる情報提供について、一部利用団体の要望に応じたシステム改修等を行うとともに、関係団体と意見交換を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供に取り組んだ。

また、各種補助事業の要件確認等のための牛個体識別情報の利用申請が増加する中、令和 5 年度は、国、地方自治体、農協等が新たに行う事業にも対応し、年度合計で 1,530 回のデータ提供を行い、補助事業の適正な実施に貢献した。

これらの情報提供に当たっては、牛個体識別全国データベース利用規程を改正して電子メール等による申請を可能とすることにより、利用申請を効率良く受理し処理できるよう改善した。以上のことから、計画を上回る成果を得た。

- 複数年事業でのシステム再開発に取り組むための初年度の業務において、新たに部内にプロジェクトチームを編成し、業務担当者へのヒヤリングを繰り返し行い業務の詳細な内容を洗い出した上で、手作業で行っている業務のシステム化等の課題解消に向け、次期システムの要件及び再開発計画を策定した。また、当初事業計画になかった取組みとして、畜産関係団体へのアンケート調査を実施し、次年度以降の再開発実装において対応を検討する事項を取りまとめた。

届出 Web システムについて、エラーチェックのリアルタイム化等の機能強化に向け、既存システムを調査した上で、新たな取組みとして検証環境を構築し、部内職員に加え地方農政局等職員のテスト操作により得られた意見等を踏まえ、実効性を確保した次期システムの要件等を策定した。

情報セキュリティ対策として、システムの安定稼働の確保のため、システム担当者と運用支援 SE との打合せにおいて、問題に発

展する可能性のある事象を確認し、これらに係る予防対応に継続的に取り組んだ。以上のことから、計画を上回る成果を得た。

7 その他センターの人材・資源を活用した外部支援

- 緊急時における職員の派遣要請に備え、本所・各牧（支）場から速やかな職員の派遣が可能となるよう緊急連絡体制を整備し、5年度中で2回、メール送信による抜き打ち訓練を行い、緊急連絡体制の実行性を確認し、要請に備えた。

家畜伝染性疾病関連では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生に際し、農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請を受け、派遣準備を行い、このうち、高病原性鳥インフルエンザ4例について、派遣要請先の求めに応じ、防疫現場で不足していた重機の取扱に熟練した職員延べ26名を年度始曜日を問わず通常業務と調整したうえで、速やかに現地に派遣した。

- 農林水産省からの粗飼料の支援可能数量の調査依頼により各牧場の支援可能数量を報告した。

また、センターが行う粗飼料生産に関しては、支援に必要なとなる量が不足することがないように増産可能な牧場で必要量を確保するなどの対応をし、年間を通じて災害等による緊急の支援要請に十分対応が可能な粗飼料を確保した。

さらに、自然災害、鳥インフルエンザ等発生の際に、農林水産省からの指示を受けて畜産経営支援協議会が整備し、センターで備蓄している資材（発電機、消石灰等）を提供できるよう、発電機の稼働点検、資材の在庫確認等を行うとともに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る支援のため、年初めの曜日、時間に関わらず、農林水産省からの指示に従い、石川県への備蓄資材（発電機、水タンク等）の搬出対応を迅速に行った。

- 都道府県、大学、民間等から協力依頼を受け、家畜改良や育種資源の保存等に資する材料提供（種卵など）、人工授精に関する調査等への協力など、107件について積極的に協力した。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

- 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比３％以上抑制するとともに、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比１％以上抑制した。

2 調達合理化

- 調達等合理化計画を策定・公表するとともに、契約監視委員会において競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているのか点検等を行い、その結果を公表した。

また、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催して随意契約によることが妥当であるかの判断を行い、合理的な調達を実施した。

3 業務運営の改善

- 情報システムについては、家畜改良センター各部で運用している Web サーバーのクラウド移行業務について、契約業者とプロジェクトチームとの会議等を開催し、クラウド移行業務の確実な進捗を図り移行を完了した。
- Web 会議対応等のサポート体制を引き続き維持し、利用者の業務の効率化に努めた。
- P M O 設置等の体制整備については、P M O 設置検討委員会を立ち上げ、委員会を 10/11 と 3/12 に開催し、組織体制案等を検討、決定のうえ農林水産省及びセンター内関係部所ほかと調整し、令和 6 年度中に P M O 設置を行うことを確認した。
（令和 6 年 7 月に設置予定）

予算、収支計画及び資金計画

1 予算、2 収支計画、3 資金計画

- 一定の事業等のまとまりを単位とした予算、収支計画及び資金計画を策定することにより、年度計画に掲げる事務事業と予算の見積もりとの対応関係を明確にするとともに、決算との比較による計画の実施状況及び計画と実績の差について把握し、併せて、貸借対照表及び損益計算書の前年度比較を実施することで、主たる増減要因を明らかにした。

4 決算情報・セグメント情報の開示

- センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算書や一定の財務内容等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を、令和5年8月14日付けで当センターホームページに、令和5年9月27日付けで官報に掲載し開示を行った。

5 自己収入の確保

- 事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入を確保する等、計画どおり実施した。

6 保有資産の処分

- 保有財産の保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として除去処分するなど実施した。

短期借入金の限度額

不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
--

前号に規定する資産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
--

剰余金の使途

その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

- 定期的な役員会・役員意見交換会及び牧場長会議を開催し、業務運営に関する重要事項の審議及び進捗状況並びに懸案事項についての対応等の確認を行った。
- 四半期ごとに業務進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、業務の進行管理を行った。
- 畜産物の安全性に関する講習会について、各牧場において、外部有識者による特別講演、各場長自らの講演会及び全職員を対象としたグループディスカッションやレポート提出を計画・実施した。さらに生産物等の安全性の確保のため、コンプライアンス推進室による通常の内部監査実施に加え、特別監査を1牧場に対して実施した。
- 第三者委員による内部統制監視委員会を開催し、コンプライアンス推進計画、職員意識調査の取組の実施、法令遵守教育の実施状況等について報告・審議し、本所・各牧（支）場に必要な対策の指示を行った。
- 全職員を対象としたeラーニングによる法令遵守教育を実施した。この学習において理解度把握テストを実施し、一般的内容のeラーニングでは、ほとんどの職員がコンプライアンスの重要性を理解していることを確認した。また、食の安全等・再発防止関係eラーニングの理解度把握テストでは、理解度が一定割合以下の職員に対し2回目の理解度把握テストを実施する予定にしていたが、1回目の理解度把握テストで、全職員の理解度が合格に達していることを確認した。
- 内部統制の取組への参加意識の啓発においては、課単位等でのグループディスカッションを実施した。
- 牛個体識別情報誤提供についての内部統制監視委員会委員の意見聴取と内部統制の取組状況と課題について審議した。

- 支払関係書類のダブルチェックや出入金時の現金実査、通帳と帳簿の照合及び各口座の適切な資金管理を通じて、現預金出納事務を適正に行った。

2 人材の確保・育成

- 農林水産省等との人事交流や独自試験の実施により人材を確保したほか、業務に必要な能力や技術向上のための職員研修を実施するとともに、内部資格制度試験を実施し、人材の育成を図った。

3 情報公開の推進

- 令和4年度の財務諸表及び事業報告書等について、独立行政法人通則法の規定に基づき公表した。その他法令等により公開が義務づけられている情報について、ホームページ等を通じて適切に情報公開を行った。

4 情報セキュリティ対策の強化

- 政府統一基準群等を踏まえ情報セキュリティ関係規程等を改正し、令和6年4月1日より施行となった。
- CSIRT（Computer Security Incident Response Team（シースアート）：インシデント対応体制要員）の指名や管理体制の構築により、情報セキュリティ対策体制の整理を図った。
- 新採者研修をはじめ階層別研修時、全職員対象のeラーニングにより職員教育を行った。
- 標的型攻撃メール訓練を実施し、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に努め、また、セキュリティ監査をセンター本所及び5牧場で実施するとともに、自己点検を実施し、職員の情報セキュリティ意識の啓発を図り、それらの結果に基づき対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図った。
- 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターからの令和5年度マネジメント監査結果に関する通知（令和6年5月22日付け）において、前回（令和2年度）の監査における指摘事項について、

十分な改善が行われず、再度同じ指摘事項となっているものが多数あり、改善計画の実行面において著しい問題がある旨の指摘がなされた。継続指摘事項については、令和５年度に行った規程改正等により、順次実施済みであるものの、財源措置が必要となるものについては令和６年度からの取組となる。

５ 環境対策・安全管理の推進

- 環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や省エネ対策等を実施し、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等の積極的な取組を行った。
- 労働災害防止に向けて安全衛生推進本部で安全管理体制の再構築と安全意識の浸透・定着化のための人事評価項目の追加、危険予知に重点を置いた安全教育内容の見直し、日常的な安全確保の取組を確実に実施する仕組の追加などを柱としたセンター全体の安全対策の拡充・強化策を盛り込んだ安全衛生年間計画を策定し、計画に沿って作業手順書の作成、四半期に一度の作業手順の遵守状況点検、安全パトロール、安全衛生教育（新規・入場者・役職別研修等）の実施や安全な作業環境の確保（リスクアセスメント等）及び健康管理の確保（熱中症対策、ストレスチェック、面接指導等）等を実施させた。
- 安全衛生委員会を毎月開催させ、各職場の職員からの安全衛生に係る意見聴取の実施と検討、労働災害発生状況、保護具着用状況点検等の報告等により、労働災害防止の推進と職員の安全意識の啓発に努めた。
- 年間計画に基づき、十勝牧場で安全衛生コンサルタントによる安全衛生診断を実施し、e ラーニングや技術専門職員の将来方向に関する検討協議会での報告により職員への情報共有を行った。
- 安否状況等確認のための連絡体制について連絡先を適宜更新し、緊急時の体制を維持した。
- 環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や省エネ対策等を実施し、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等の積極的な取組を行った。

6 施設及び設備の整備に関する事項

- 当初予算に係る茨城牧場における第2分娩豚舎、補正予算に係る十勝牧場における種子精選施設ほか、長野支場における種子乾燥場、熊本牧場における種子乾燥舎ほか及び宮崎牧場における新種豚舎の新築等工事業務において、仕様の作成に係る内部検討のほか、特殊設備や建築物の仕様について設計業者、製造者との調整等に日数を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難となったことから、次年度への繰越手続きを行った。

7 積立金の処分に関する事項

- 前中期目標期間から当中期目標期間へ繰り越した前中期目標期間繰越積立金 106 百万円に対し、令和5年度は 22 百万円を取り崩し、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当した。